

○松山大学大学院学則（案）

昭和47年4月1日
制定

改正 昭和49年4月1日
昭和50年4月1日
昭和51年4月1日
昭和52年4月1日
昭和53年4月1日
昭和53年4月26日
昭和54年4月1日
昭和55年4月1日
昭和56年4月1日
昭和57年4月1日
昭和58年4月1日
昭和59年4月1日
昭和60年4月1日
昭和61年4月1日
昭和62年4月1日
昭和63年4月1日
平成元年4月1日
平成2年4月1日
平成3年4月1日
平成4年4月1日
平成5年4月1日
平成6年4月1日
平成7年4月1日
平成8年4月1日
平成9年4月1日
平成10年4月1日
平成11年4月1日
平成12年4月1日
平成13年4月1日
平成14年4月1日
平成15年4月1日
平成16年4月1日
平成17年4月1日
平成18年4月1日
平成19年4月1日

平成20年4月1日

平成21年4月1日

平成22年4月1日

2011（平成23）年3月10日

2012（平成24）年2月16日

2013（平成25）年3月14日

2014（平成26）年2月6日

2015（平成27）年2月22日

2015（平成27）年5月28日

2016（平成28）年3月1日

2017（平成29）年11月30日

2019（平成31）年1月29日

2019（平成31）年2月20日

第1章 総則

第1条 この学則は、松山大学学則第3条に基づいて、大学院に関する必要な事項について定めるものとする。

第2条 本大学院に、次の修士課程及び博士課程研究科を置き、研究科に次の専攻を置く。

修士課程 言語コミュニケーション研究科 英語コミュニケーション専攻

修士課程 法学研究科 法学専攻

博士課程 経済学研究科 経済学専攻

博士課程 経営学研究科 経営学専攻

博士課程 社会学研究科 社会学専攻

博士課程 医療薬学研究科 医療薬学専攻

第3条 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程を修士課程として取り扱うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医療薬学研究科博士課程は4年の課程とし、前項の区分を設けない。

3 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

4 博士後期課程及び医療薬学研究科博士課程は、専攻分野に関し研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

5 各研究科の教育目標は、次のとおりとする。

(1) 経済学研究科の教育目標は、変化の激しい現代社会の様々な側面を理論的・実証的に解明する能力を開発・醸成しつつ、社会の要請に応える人材を育成することにある。また、高度な専門性を備えた専門的職業人を養成すること並びに豊富な知識の修得に基づいた研究職従事者を養成することにある。

(2) 経営学研究科の教育目標は、経営学、商学、会計学、管理工学、産業社会のそれぞれの分

野における高度な理論並びにその実践的な応用力を生かし、社会のさまざまな領域において発生する具体的な問題を解決する能力を備えた高度専門職業人や研究者を育成することにある。

(3) 言語コミュニケーション研究科の教育目標は、知識基盤社会に対応できる自立した市民の育成を土台として、高度な言語運用能力及び言語コミュニケーションに関する知識とスキルを身につけ、国際的視野を持ちながら、地域社会において実践的に貢献することのできる専門的職業人の育成及び関連する多様な研究に従事できる研究者を育成することにある。

(4) 社会学研究科の教育目標は、自立的な市民の育成を土台にして、高度な社会学の専門的要素と想像力を身につけ、国際的視野を持ちながら、職場及び地域社会において問題発見と実践的な解決に貢献することのできる専門的職業人と、社会問題の研究と解決に寄与する研究者を育成することにある。

(5) 法学研究科の教育目標は、日本社会の質的变化を踏まえた地域社会の構築又は再構築において、アカデミックな研究者の視点、法原理及び法原則を前提とした現行法制度（判例を含む。）に対する批判的分析を行う視点を体得し、高度な法的専門能力を主体的に活用できる人材を育成することにある。

(6) 医療薬学研究科の教育目標は、高度な専門性をもって患者に最適の薬物治療を提供できる人材、薬物を適正に使用する上で生じる問題を科学的・社会的に解決できる人材、さらに薬学研究者の視点から病態や薬物作用機序の解明に取り組む人材を育成することにある。

第3条の2 前条第3項及び第4項の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検・評価に関する規程は、別に定める。

第2章 教育方法、授業科目、単位数、研究指導、履修方法及び修了要件

第4条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によって行うものとする。

第5条 本大学院では、授業科目として講義及び演習を設ける。ただし、医療薬学研究科においては、講義、演習及び実験・実習（特別研究、特別研修）を設ける。

第6条 各研究科における授業科目の種類、配当年次、単位数及び必修又は選択の別については、別表(1)のとおりとする。なお、このほかに必要に応じ適当な授業科目を開設することができる。

2 各研究科における授業科目のうち、指導教員の担当する演習は必修とし、修士課程及び博士前期課程においては2年、博士後期課程においては3年にわたって履修するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、経済学研究科博士前期課程においては、研究科委員会が認めた場合に限り、指導教員の担当する演習を1年履修すれば足りるものとすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、医療薬学研究科博士課程においては、指導教員の担当する特別研究を必修とし、4年にわたって履修するものとする。

第6条の2 授業科目の開講期及び時間割は、毎学年の始めに定める。

2 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

第7条 学生は、入学後所定の期日までに、指導教員を定め、研究科委員会の承認を得るものと

する。

2 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事由がある場合は、研究科委員会の議を経てこれを認めることがある。

第8条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、教室内における1時間の授業に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

第9条 学生は、毎学年、指導教員の指導の下、履修しようとする授業科目を決定し、所定の期日までに履修届を研究科長に提出しなければならない。

2 大学院の履修規程については、別に定める。

第10条 学生が履修した各授業科目については、筆記試験、口述試験又は研究報告によって成績の評価を行う。

2 成績の評価は、S, A, B, C, ×, Fをもって表わす。Sは90点以上、Aは80点以上90点未満、Bは70点以上80点未満、Cは60点以上70点未満、×は60点未満とし、Fは単位認定の対象としないものとする。

3 S, A, B, Cを合格とし、合格した者にはその授業科目所定の単位を与える。×は不合格とし、×とFは単位を与えない。

第11条 各研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院（本大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を超えない範囲で、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 前項の規定に基づき単位認定した授業科目の成績は、Nをもって表わす。

第12条 各研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院と予め協議の上、学生が当該他大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。この場合において、学生が履修した授業科目について修得した単位は、本大学院における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 前項の規定により認定することのできる単位数は、前条第1項の規定により認定する単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

第13条 各研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院等と予め協議の上、博士後期課程又は医療薬学研究科博士課程の学生が、当該他大学の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

第14条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。修士課程及び博士前期課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。各研究科における所定の単位は、次の表のとおりとする。

研究科	修得を要する科目と単位数
経済学研究科	講義科目 22 単位以上，演習科目 8 単位。
経営学研究科	講義科目 24 単位以上，演習科目 8 単位
言語コミュニケーション研究科	専門科目 22 単位以上，課題演習科目 8 単位
社会学研究科	基礎科目 4 単位，専門科目 20 単位以上，課題演習科目 8 単位
法学研究科	共通科目 4 単位，基幹科目 6 単位以上，関連科目 12 単位，演習科目 8 単位

- 2 前項の規定にかかわらず，在学期間に関しては，各研究科の定めるところにより，優れた研究業績を上げた者について，本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする事ができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず，経済学研究科博士前期課程の学生で，第6条第3項の規定により指導教員の担当する演習を1年履修すれば足りるとの承認を受けたものについては，演習科目4単位以上を含めて30単位以上の修得を要するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず，各研究科の定める要件を満たす場合には，特定の課題についての研究成果の審査をもって，また，言語コミュニケーション研究科においては，特定の課題についての研究成果の審査又はポートフォリオの審査をもって，修士論文の審査に代えることができる。

第14条の2 修士課程又は博士前期課程の学生が職業を有している等の事情により，前条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し，修了することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

第15条 博士後期課程の標準修業年限は，3年とする。博士後期課程の修了要件は，本大学院に3年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。各研究科における所定の単位は，次の表のとおりとする。

研究科	修得を要する科目と単位数
経済学研究科	特殊演習 12 単位
経営学研究科	特殊演習 12 単位
社会学研究科	特殊演習 12 単位及び特殊研究 4 単位

- 2 前項の規定にかかわらず，在学期間に関しては，各研究科の定めるところにより，優れた研究業績を上げた者について，本大学院に3年（修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては，その在学期間（2年を限度とする。）を含む。）以上在学すれば足りるものとする事ができる。

第15条の2 医療薬学研究科博士課程の標準修業年限は，4年とし，その修了要件は，本大学院に4年以上在学し，基礎科目2単位，専門科目8単位，特別研究16単位，特別研修6単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，別に定めるところに従い，修業年限の短縮を認めることがある。

第15条の3 経営学研究科及び社会学研究科の博士後期課程並びに医療薬学研究科博士課程においては，学生が職業を有している等の事情により，第15条第1項及び前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し，修了することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

第3章 学位

第16条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、その専攻に従って、次の修士の学位を授与する。

経済学専攻 修士（経済学）

経営学専攻 修士（経営学）

英語コミュニケーション専攻 修士（英語コミュニケーション）

社会学専攻 修士（社会学）

法学専攻 修士（法学）

2 博士後期課程を修了した者には、その専攻に従って、次の博士の学位を授与する。

経済学専攻 博士（経済学）

経営学専攻 博士（経営学）

社会学専攻 博士（社会学）

3 医療薬学研究科博士課程を修了した者には、博士（薬学）の学位を授与する。

第17条 学位論文の審査、最終試験及び学位の授与については、松山大学学位規則の定めるところによる。

第18条 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で当該免許教科に係る中学校教諭・高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとするものは、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科において、当該所要資格を取得できる中学校教諭・高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は次のとおりとする。

経済学研究科 経済学専攻

中学校教諭専修免許状 社会

高等学校教諭専修免許状 地理歴史

高等学校教諭専修免許状 公民

経営学研究科 経営学専攻

高等学校教諭専修免許状 商業

言語コミュニケーション研究科 英語コミュニケーション専攻

中学校教諭専修免許状 英語

高等学校教諭専修免許状 英語

社会学研究科 社会学専攻

中学校教諭専修免許状 社会

高等学校教諭専修免許状 公民

第4章 入学、在学期間、休学、退学及び除籍

第19条 入学時期は毎年4月とする。

第20条 修士課程又は博士前期課程に入学し得る者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者

(2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣が指定した者

(4) その他、大学を卒業したと同等以上の学力があると本大学院において認められた者

2 博士後期課程に入学し得る者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本大学院において認められた者
 - (3) 外国において、修士の学位又はこれに相当する学位を得た者
- 3 医療薬学研究科博士課程に入学し得る者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 6年制薬学教育課程を卒業し、薬剤師国家試験に合格した者
 - (2) 薬剤師の資格を有し、大学院博士前期課程又は修士課程を修了した者
 - (3) 薬剤師の資格を有し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本大学院において認められた者

第21条 入学志願者については、学力及び人物について考査する。

第22条 入学志願者は、所定の期日までに所定の書類を提出し、「松山大学大学院納付金規程」の定めるところにより、入学検定料を納入しなければならない。一旦収受した検定料は返還しない。

第23条 入学を許可された者は、所定の期日までに所定の書類を提出し、「松山大学大学院納付金規程」の定めるところにより、入学金及び所定の学費を納入しなければならない。一旦収受した納付金は返還しない。

第24条 入学を許可された者は、所定の方式に従って宣誓をし、保証人を立てなければならない。

2 保証人は、父母又は独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果たし得るものでなければならない。

3 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責務を果し得ない場合には、新たな保証人を届け出なければならない。

第24条の2 前2条の手続きを怠ったときは、入学許可を取り消す。

第25条 在学期間は、修士課程又は博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年、医療薬学研究科博士課程においては8年を超えることができない。

2 停学期間は、第14条第1項、第15条第1項及び第15条の2に定める修業年限に算入しない。ただし、1か月未満の停学の場合には、この限りでない。

3 停学期間は、在学期間に算入する。

第26条 学生が、病気その他やむを得ない事由により満3か月以上修学することができないときは、休学を願い出ることができる。

2 休学の期間は、前学期、後学期又は1年とする。ただし、特別の事情があるときは引き続き前学期、後学期又は1か年の休学を願い出ることができる。

3 休学は通算して2か年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

第27条 学生が病気その他やむを得ない事由により退学を願い出たときは、これを許可する。

第28条 退学者が再入学を希望し願い出たときは、選考の上許可することがある。

2 再入学に関する事項は別に定める。

第29条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 所定の納付金の納入を怠り、その督促をうけてもなおこれを納入しない者
- (2) 第26条第3項に定める休学期間を超えた者
- (3) 第25条に定める在学年限を超えた者

(4) 長期間に亘り行方不明の者

第5章 在学料その他の納付金

第30条 経済学研究科，経営学研究科，言語コミュニケーション研究科，社会学研究科及び法学研究科の学生は，所定の在学料を納入しなければならない。

- 2 医療薬学研究科の学生は，所定の在学料及び実験実習料を納入しなければならない。
- 3 在学料及び実験実習料の納入については，「松山大学大学院納付金規程」の定めるところによるものとする。
- 4 一旦收受した在学料及び実験実習料は，「松山大学大学院納付金規程」に別段の定めがある場合を除き，一切返還しない。
- 5 休学期間中の在学料及び実験実習料については，「松山大学大学院納付金規程」によるものとする。
- 6 退学者の在学料及び実験実習料については，「松山大学大学院納付金規程」の定めるところによるものとする。
- 7 教育職員免許状取得に要する特別負担金については別に定める。

第6章 科目等履修生、委託生及び研究生等

第31条 本大学院における授業科目の履修を希望する者があるときは，研究科委員会における審議を経て，その履修を許可することがある。

2 前項の規定により本大学院における授業科目の履修を許可された者（以下「科目等履修生」という。）は，「松山大学大学院納付金規程」の定めるところにより，登録料及び受講料を納入しなければならない。

3 科目等履修生の取扱いについては，「松山大学大学院科目等履修生規程」において定める。

第32条 他大学の大学院と予め協議の上、当該他大学の大学院の学生が本大学院における授業科目中 1 科目又は数科目の履修を願い出たときは、研究科委員会においてその履修を認めることができる。

2 前項の履修に関する単位の認定、単位認定証明及び費用等の事項は、前項の協議において予め定めるものとする。

第33条 他大学の大学院と予め協議の上、当該他大学の大学院の博士後期課程の学生が、本大学院の博士後期課程又は医療薬学研究科博士課程における研究指導を願い出たときは、研究科委員会においてこれを認めることができる。

2 前項の研究指導に関する費用その他の事項は、前項の協議において予め定めるものとする。

第33条の2 前2条の規定により本大学院の授業科目を履修し、又は、本大学院で研究指導を受ける他大学の大学院の学生の取扱いについては、その性質に反しない限り、本学則その他規程を準用するものとする。

第34条 特定の機関又は団体等から研修事項又は研修科目を定めて、その所属職員の研修を本大学院に委託する願い出があったときは、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会にける審議を経て、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生の取扱いについては，「松山大学大学院委託生規程」において定める。

3 委託生の納付金については，「松山大学大学院納付金規程」の定めるところによるものとする。

る。

第34条の2 本大学院において、特定の事項について研究しようとする者があるときは、本大学院の当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会における審議を経て、研究生として入学を許可することがある

2 研究生の取扱いについては、「松山大学大学院研究生規程」において定める。

3 研究生の納付金については、「松山大学大学院納付金規程」の定めるところによるものとする。

第35条 削除

第7章 外国人留学生

第36条 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第8章 協定校との単位互換

第37条 松山大学学則第10条の2及び同第49条の規定にもとづき、単位互換協定を結んだ他の大学（外国の大学を含む。）の大学院との間で教育研究交流を目的に学生の派遣又は受け入れをすることができる。

2 本学大学院に在籍する学生が協定に基づき、協定大学において授業科目の履修が認められた者を派遣聴講生又は派遣留学生（外国の大学の場合）と呼ぶ。

3 協定大学大学院に在籍する学生が協定に基づき、本大学院の授業科目の履修を認められた者を特別聴講生又は特別留学生（外国の大学の場合）と呼ぶ。

4 前2項に定める聴講生及び留学生に関する取扱いについては、別に定める。

第9章 賞 罰

第38条 特に他の模範となるべき行状ある学生はこれを褒賞することがある。

第39条 本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為をした者は、別に定める規程により懲戒する。

第10章 教員組織及び運営組織

第40条 本大学院の授業を担当する教員は、松山大学の専任教員よりこれにあて、必要ある場合に兼任教員をあてることができる。

第41条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

第42条 研究科委員会に研究科長及び研究科運営委員1名を置く。

2 研究科長及び研究科運営委員は、研究科委員会が選出する。

3 研究科運営委員は、研究科長を補佐する。

4 本大学院の事務の処理、学生の補導、福祉等のため一定数の職員を置く。

第43条 研究科委員会に関する規則は別に定める。

第43条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善等を図るための組織的な研究を実施しなければならない。

2 前項の研究を行うことを目的として、FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会を置く。

3 前項に定めるFD委員会の構成その他運営に関する事項は、別に定める。

第11章 収容定員

第44条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

修士課程及び博士前期課程

経済学研究科	経済学専攻	入学定員	5名	収容定員	10名
経営学研究科	経営学専攻	入学定員	5名	収容定員	10名
言語コミュニケーション研究科					
英語コミュニケーション専攻		入学定員	3名	収容定員	6名
社会学研究科	社会学専攻	入学定員	3名	収容定員	6名
法学研究科	法学専攻	入学定員	3名	収容定員	6名

博士後期課程及び医療薬学研究科博士課程

経済学研究科	経済学専攻	入学定員	2名	収容定員	6名
経営学研究科	経営学専攻	入学定員	2名	収容定員	6名
社会学研究科	社会学専攻	入学定員	2名	収容定員	6名
医療薬学研究科	医療薬学専攻	入学定員	3名	収容定員	12名

第12章 学年、学期、休業日

第45条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第46条 1学年を次の2期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

第47条 次の日には授業を行わない。

日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

松山大学開学記念日 5月29日

春季休業 3月21日から3月31日まで

夏季休業 8月1日から9月20日まで

冬季休業 12月25日から1月7日まで

2 必要がある場合は、前項の休業日を変更し、又は、臨時の休業日を定めることができる。

第13章 研究所、図書館等

第48条 本大学院に総合研究所及び図書館を置く。

第49条 本大学院に薬用植物園を置く。

第50条 本大学院にキャリアセンター、情報センター及び国際センターを置く。

第51条 本大学院に保健室及び学生支援室を置く。

第14章 雑則

第52条 本大学院学則に規定のない事項については松山大学学則を準用する。

第53条 本大学院学則の改廃は、各研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

本大学院学則は、昭和 47 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1974 (昭和 49) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 49 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1975 (昭和 50) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 50 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1976 (昭和 51) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 51 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1977 (昭和 52) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 52 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1978 (昭和 53) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 53 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1978 (昭和 53) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 53 年 4 月 26 日からこれを施行し、昭和 53 年 4 月 1 日からこれを適用する。

附 則 (1979 (昭和 54) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 54 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1980 (昭和 55) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 55 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1981 (昭和 56) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 56 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1982 (昭和 57) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 57 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1983 (昭和 58) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 58 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1984 (昭和 59) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 59 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1985 (昭和 60) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 60 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1986 (昭和 61) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 61 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1987 (昭和 62) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 62 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1988 (昭和 63) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 63 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1989 (平成元) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、平成元年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1990 (平成 2) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、平成 2 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1991 (平成 3) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、平成 3 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1992 (平成 4) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、平成4年4月1日からこれを施行する。

附 則（1993（平成5）年4月1日）

本大学院学則は、平成5年4月1日からこれを施行する。

附 則（1994（平成6）年4月1日）

本大学院学則は、平成6年4月1日からこれを施行する。

附 則（1995（平成7）年4月1日）

本大学院学則は、平成7年4月1日からこれを施行する。

附 則（1996（平成8）年4月1日）

本大学院学則は、平成8年4月1日からこれを施行する。

附 則（1997（平成9）年4月1日）

本大学院学則は、平成9年4月1日からこれを施行する。

附 則（1998（平成10）年4月1日）

本大学院学則は、平成10年4月1日からこれを施行する。

附 則（1999（平成11）年4月1日）

本大学院学則は、平成11年4月1日からこれを施行する。

附 則（2000（平成12）年4月1日）

本大学院学則は、平成12年4月1日からこれを施行する。

附 則（2001（平成13）年4月1日）

本大学院学則は、平成13年4月1日からこれを施行する。

附 則（2002（平成14）年4月1日）

本大学院学則は、平成14年4月1日からこれを施行する。

附 則（2003（平成15）年4月1日）

本大学院学則は、平成15年4月1日からこれを施行する。

学則第5条の経営学研究科における授業科目の財務諸表論特講，財務諸表論演習，財務諸表論特殊演習については、平成14年4月入学生より適用する。

附 則（2004（平成16）年4月1日）

本大学院学則は、平成16年4月1日からこれを施行する。

附 則（2005（平成17）年4月1日）

本大学院学則は、平成17年4月1日からこれを施行する。

附 則（2006（平成18）年4月1日）

本大学院学則は、2006（平成18）年4月1日からこれを施行する。

学則第5条の経済学研究科における授業科目の税法と経済Ⅰ特講，税法と経済Ⅱ特講，アメリカ経済論特講，経済学研究科特殊講義については、平成17年4月入学生より適用する。

学則第11条については、平成18年度在籍者から適用する。

附 則（2007（平成19）年4月1日）

本大学院学則は、2007（平成19）年4月1日からこれを施行する。

附 則（2008（平成20）年4月1日）

本大学院学則は、2008（平成20）年4月1日からこれを施行する。

附 則（2009（平成21）年4月1日）

本大学院学則は、2009（平成21）年4月1日からこれを施行する。

学則第5条の経済学研究科における授業科目のうち環境思想論Ⅰ特講，環境思想論Ⅱ特講，経済地理学Ⅰ特講，経済地理学Ⅱ特講，地域史Ⅰ特講，地域史Ⅱ特講については、2008（平成20）年4月入学生より適用する。

附 則（2010（平成22）年4月1日）

本大学院学則は、2010（平成22）年4月1日からこれを施行する。

学則第5条の経済学研究科における授業科目のうち、開発援助論Ⅰ特講、開発援助論Ⅱ特講については、2009（平成21）年度4月入学生より適用する。

附 則（2011（平成23）年3月10日）

本大学院学則は、2011（平成23）年4月1日から施行する。

附 則（2012（平成24）年2月16日）

本大学院学則は、2012（平成24）年4月1日からこれを施行する。

附 則（2013（平成25）年3月14日）

本大学院学則は、2013（平成25）年4月1日からこれを施行する。

附 則（2014（平成26）年2月6日）

本大学院学則は、2014（平成26）年4月1日からこれを施行する。

附 則（2015（平成27）年2月22日）

本大学院学則は、2015（平成27）年4月1日から施行し、2015（平成27）年度在学学生にも適用する。

附 則（2015（平成27）年5月28日）

本大学院学則は、2016（平成28）年4月1日からこれを施行する。

附 則（2016（平成28）年3月1日）

本大学院学則は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

附 則（2017（平成29）年11月30日）

本大学院学則は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

附 則（2019（平成31）年1月29日）

1 本大学院学則は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

2 2018（平成30）年度以前に本大学院に入学した学生、委託生、研究生及び外国人留学生の業科目については、なお従前の例による。

本大学院学則は、昭和47年4月1日からこれを施行する。

附 則（2016（平成28）年3月1日）

本大学院学則は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

附 則（2017（平成29）年11月30日）

本大学院学則は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

附 則（2019（平成31）年1月29日）

1 本大学院学則は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

2 2018（平成30）年度以前に本大学院に入学した学生、委託生、研究生及び外国人留学生の履修すべき授業科目については、なお従前の例による。

附 則（2019（平成31）年2月20日）

1 本大学院学則は、2020（平成32）年4月1日から施行する。

2 収容定員は、第44条の規定にかかわらず、2020（平成32）年度は次のとおりとする。

修士課程及び博士前期課程

経済学研究科 経済学専攻 入学定員 5名 収容定員 15名

経営学研究科 経営学専攻 入学定員 5名 収容定員 15名

言語コミュニケーション研究科

英語コミュニケーション専攻 入学定員 3名 収容定員 9名

社会学研究科 社会学専攻 入学定員 3名 収容定員 11名

博士後期課程及び医療薬学研究科博士課程

経済学研究科 経済学専攻 入学定員 2名 収容定員 10名

3 収容定員は、第44条の規定にかかわらず、2021(平成33)年度は次のとおりとする。

博士後期課程及び医療薬学研究科博士課程

経済学研究科 経済学専攻 入学定員 2名 収容定員 8名

附 則(20●●(●●●●)年●月●日)

本大学院学則は、2020(平成32)年4月1日から施行する。

別表（1）松山大学大学院 学則第6条 別表
経済学研究科

研究科・専攻・ 課程の名称		授業科目	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
経済学 研究科 経済学 専攻	博士前期課程	マロ経済学特講Ⅰ	1		2	指導教員の担当 する演習は必修 とする。
		マロ経済学特講Ⅱ	1		2	
		ミロ経済学特講Ⅰ	1		2	
		ミロ経済学Ⅰ特講*	1		2	
		ミロ経済学特講Ⅱ	1		2	
		ミロ経済学Ⅱ特講*	1		2	
		現代資本主義論特講	1		2	
		現代多国籍企業論特講	1		2	
		経済学史特講Ⅰ	1		2	
		経済学史Ⅰ特講*	1		2	
		経済学史特講Ⅱ	1		2	
		経済学史Ⅱ特講*	1		2	
		統計学特講	1		2	
		経済統計論特講	1		2	
		地域統計論特講	1		2	
		計量経済学特講Ⅰ	1		2	
		計量経済学Ⅰ特講*	1		2	
		計量経済学特講Ⅱ	1		2	
		計量経済学Ⅱ特講*	1		2	
		地方財政論特講	1		2	
		環境経済論特講	1		2	
		原子力政策論特講	1		2	
		金融論特講	1		2	
		金融システム論特講	1		2	
		国際経済論特講	1		2	
		国際金融論特講	1		2	
		比較経済システム論特講Ⅰ	1		2	
		比較経済システム論Ⅰ特講*	1		2	
		比較経済システム論特講Ⅱ	1		2	
		比較経済システム論Ⅱ特講*	1		2	
		貿易政策特講Ⅰ	1		2	
		貿易政策Ⅰ特講*	1		2	
		貿易政策特講Ⅱ	1		2	
貿易政策Ⅱ特講*	1		2			
開発経済学特講	1		2			
東アジア経済論特講	1		2			

	社会思想史特講 I	1		2	
	社会思想史 I 特講*	1		2	
	社会思想史特講 II	1		2	
	社会思想史 II 特講*	1		2	
	日本経済史特講 I	1		2	
	日本経済史 I 特講*	1		2	
	日本経済史特講 II	1		2	
	日本経済史 II 特講*	1		2	
	西洋経済史特講 I	1		2	
	西洋経済史 I 特講*	1		2	
	西洋経済史特講 II	1		2	
	西洋経済史 II 特講*	1		2	
	経済政策特講 I	1		2	
	経済政策 I 特講*	1		2	
	経済政策特講 II	1		2	
	経済政策 II 特講*	1		2	
	サハス経済論特講	1		2	
	産業構造論特講	1		2	
	地域経済論特講 I	1		2	
	地域経済論 I 特講*	1		2	
	地域経済論特講 II	1		2	
	地域経済論 II 特講*	1		2	
	コーポレート・ガバナンス特講 I	1		2	
	コーポレート・ガバナンス I 特講*	1		2	
	コーポレート・ガバナンス特講 II	1		2	
	コーポレート・ガバナンス II 特講*	1		2	
	株式会社形成史特講	1		2	
	交通政策特講	1		2	
	経済地理学特講 I	1		2	
	経済地理学 I 特講*	1		2	
	経済地理学特講 II	1		2	
	経済地理学 II 特講*	1		2	
	中国経済論特講	1		2	
	アジア経済論特講	1		2	
	日本経済論特講	1		2	
	労働経済学特講 I	1		2	
	労働経済学特講 II	1		2	
	シカ経済学演習 I	1	2		
	シカ経済学演習 II	1	2		
	シカ経済学演習 III	2	2		

	シロ経済学演習Ⅳ	2	2		
	経済学史演習Ⅰ	1	2		
	経済学史演習Ⅱ	1	2		
	経済学史演習Ⅲ	2	2		
	経済学史演習Ⅳ	2	2		
	統計学演習Ⅰ	1	2		
	統計学演習Ⅱ	1	2		
	統計学演習Ⅲ	2	2		
	統計学演習Ⅳ	2	2		
	計量経済学演習Ⅰ	1	2		
	計量経済学演習Ⅱ	1	2		
	計量経済学演習Ⅲ	2	2		
	計量経済学演習Ⅳ	2	2		
	環境経済論演習Ⅰ	1	2		
	環境経済論演習Ⅱ	1	2		
	環境経済論演習Ⅲ	2	2		
	環境経済論演習Ⅳ	2	2		
	金融論演習Ⅰ	1	2		
	金融論演習Ⅱ	1	2		
	金融論演習Ⅲ	2	2		
	金融論演習Ⅳ	2	2		
	国際経済論演習Ⅰ	1	2		
	国際経済論演習Ⅱ	1	2		
	国際経済論演習Ⅲ	2	2		
	国際経済論演習Ⅳ	2	2		
	貿易政策演習Ⅰ	1	2		
	貿易政策演習Ⅱ	1	2		
	貿易政策演習Ⅲ	2	2		
	貿易政策演習Ⅳ	2	2		
	開発経済学演習Ⅰ	1	2		
	開発経済学演習Ⅱ	1	2		
	開発経済学演習Ⅲ	2	2		
	開発経済学演習Ⅳ	2	2		
	社会思想史演習Ⅰ	1	2		
	社会思想史演習Ⅱ	1	2		
	社会思想史演習Ⅲ	2	2		
	社会思想史演習Ⅳ	2	2		
	経済政策演習Ⅰ	1	2		
	経済政策演習Ⅱ	1	2		
	経済政策演習Ⅲ	2	2		

	経済政策演習Ⅳ	2	2		
	産業構造論演習Ⅰ	1	2		
	産業構造論演習Ⅱ	1	2		
	産業構造論演習Ⅲ	2	2		
	産業構造論演習Ⅳ	2	2		
	地域経済論演習Ⅰ	1	2		
	地域経済論演習Ⅱ	1	2		
	地域経済論演習Ⅲ	2	2		
	地域経済論演習Ⅳ	2	2		
	コーポレート・ガバナンス演習Ⅰ	1	2		
	コーポレート・ガバナンス演習Ⅱ	1	2		
	コーポレート・ガバナンス演習Ⅲ	2	2		
	コーポレート・ガバナンス演習Ⅳ	2	2		
博士後期課程	ミクロ経済学特殊演習Ⅰ	1	4		指導教員の担当 する演習は必修 とする。
	ミクロ経済学特殊演習Ⅱ	2	4		
	ミクロ経済学特殊演習Ⅲ	3	4		
	経済学史特殊演習Ⅰ	1	4		
	経済学史特殊演習Ⅱ	2	4		
	経済学史特殊演習Ⅲ	3	4		
	統計学特殊演習Ⅰ	1	4		
	統計学特殊演習Ⅱ	2	4		
	統計学特殊演習Ⅲ	3	4		
	計量経済学特殊演習Ⅰ	1	4		
	計量経済学特殊演習Ⅱ	2	4		
	計量経済学特殊演習Ⅲ	3	4		
	環境経済論特殊演習Ⅰ	1	4		
	環境経済論特殊演習Ⅱ	2	4		
	環境経済論特殊演習Ⅲ	3	4		
	金融論特殊演習Ⅰ	1	4		
	金融論特殊演習Ⅱ	2	4		
	金融論特殊演習Ⅲ	3	4		
	国際経済論特殊演習Ⅰ	1	4		
	国際経済論特殊演習Ⅱ	2	4		
	国際経済論特殊演習Ⅲ	3	4		
	貿易政策特殊演習Ⅰ	1	4		
	貿易政策特殊演習Ⅱ	2	4		
	貿易政策特殊演習Ⅲ	3	4		
	開発経済学特殊演習Ⅰ	1	4		
	開発経済学特殊演習Ⅱ	2	4		
	開発経済学特殊演習Ⅲ	3	4		

	社会思想史特殊演習Ⅰ	1	4		
	社会思想史特殊演習Ⅱ	2	4		
	社会思想史特殊演習Ⅲ	3	4		
	経済政策特殊演習Ⅰ	1	4		
	経済政策特殊演習Ⅱ	2	4		
	経済政策特殊演習Ⅲ	3	4		
	産業構造論特殊演習Ⅰ	1	4		
	産業構造論特殊演習Ⅱ	2	4		
	産業構造論特殊演習Ⅲ	3	4		
	地域経済論特殊演習Ⅰ	1	4		
	地域経済論特殊演習Ⅱ	2	4		
	地域経済論特殊演習Ⅲ	3	4		
	コーポレート・ガバナンス特殊演習Ⅰ	1	4		
	コーポレート・ガバナンス特殊演習Ⅱ	2	4		
	コーポレート・ガバナンス特殊演習Ⅲ	3	4		

(注) *印のついた科目は、教職課程履修登録者のみ履修することができる。

経営学研究科

研究科・専攻・課程 の名称		授業科目	配当年 次	単位数		備考
				必修	選択	
経営学 研究科 経営学 専攻	博士 前期 課程	経営管理論特講	1		4	指導教員の担当する演習は必修とする。
		経営管理論演習Ⅰ	1	4		
		経営管理論演習Ⅱ	2	4		
		経営戦略論特講	1		4	
		経営戦略論演習Ⅰ	1	4		
		経営戦略論演習Ⅱ	2	4		
		財務管理論特講	1		4	
		財務管理論演習Ⅰ	1	4		
		財務管理論演習Ⅱ	2	4		
		人的資源管理論特講	1		4	
		人的資源管理論演習Ⅰ	1	4		
		人的資源管理論演習Ⅱ	2	4		
		経営組織論特講	1		4	
		経営組織論演習Ⅰ	1	4		
		経営組織論演習Ⅱ	2	4		
		ソーシャルビジネス論特講	1		4	
		ソーシャルビジネス論演習Ⅰ	1	4		
		ソーシャルビジネス論演習Ⅱ	2	4		
		ソーシャルビジネス論演習*	1	8		
		マーケティング戦略論特講	1		2	

インダストリアル・マーケティング論特講	1		2
流通システム論特講	1		2
流通システム論演習Ⅰ	1	4	
流通システム論演習Ⅱ	2	4	
ブランドマネジメント論特講	1		2
マーケティング論特講	1		2
マーケティング論演習Ⅰ	1	4	
マーケティング論演習Ⅱ	2	4	
マーケティング論演習*	1	8	
広告論特講	1		4
広告論演習Ⅰ	1	4	
広告論演習Ⅱ	2	4	
消費者行動論特講	1		4
消費者行動論演習Ⅰ	1	4	
消費者行動論演習Ⅱ	2	4	
保険論特講	1		2
保険論演習Ⅰ	1	4	
保険論演習Ⅱ	2	4	
リスクマネジメント論特講	1		2
貿易論特講	1		4
貿易論演習Ⅰ	1	4	
貿易論演習Ⅱ	2	4	
貿易論演習*	1	8	
情報メディア論特講	1		2
数理解析特講	1		2
数理解析演習Ⅰ	1	4	
数理解析演習Ⅱ	2	4	
数理解析演習*	1	8	
情報システム論特講	1		4
情報システム論演習Ⅰ	1	4	
情報システム論演習Ⅱ	2	4	
情報システム論演習*	1	8	
情報ネットワーク論特講	1		2
情報処理論特講	1		2
情報処理論演習Ⅰ	1	4	
情報処理論演習Ⅱ	2	4	
経営データ解析論特講	1		4
情報資源管理論特講	1		4
情報資源管理論演習Ⅰ	1	4	
情報資源管理論演習Ⅱ	2	4	

情報資源管理論演習*	1	8	
経営情報論特講	1		4
経営情報論演習 I	1	4	
経営情報論演習 II	2	4	
経営情報論演習*	1	8	
統計的品質管理論特講	1		4
統計的品質管理論演習 I	1	4	
統計的品質管理論演習 II	2	4	
財務会計論特講	1		4
財務会計論演習 I	1	4	
財務会計論演習 II	2	4	
国際会計論特講	1		4
国際会計論演習 I	1	4	
国際会計論演習 II	2	4	
国際会計論演習*	1	8	
管理会計論特講	1		4
管理会計論演習 I	1	4	
管理会計論演習 II	2	4	
資金会計論特講	1		4
資金会計論演習 I	1	4	
資金会計論演習 II	2	4	
資金会計論演習*	1	8	
税務会計論特講	1		4
税務会計論演習 I	1	4	
税務会計論演習 II	2	4	
原価計算論特講	1		4
原価計算論演習 I	1	4	
原価計算論演習 II	2	4	
人材育成システム論特講	1		4
人材育成システム論演習 I	1	4	
人材育成システム論演習 II	2	4	
生涯学習論特講	1		4
生涯学習論演習 I	1	4	
生涯学習論演習 II	2	4	
生涯学習論演習*	1	8	
能力開発論特講	1		4
能力開発論演習 I	1	4	
能力開発論演習 II	2	4	
能力開発論演習*	1	8	
職場の健康管理特講	1		4

博士 後 期 課 程	経営管理論特殊演習Ⅰ	1	4	指導教員の担当する演習は必修とする。
	経営管理論特殊演習Ⅱ	2	4	
	経営管理論特殊演習Ⅲ	3	4	
	経営戦略論特殊演習Ⅰ	1	4	
	経営戦略論特殊演習Ⅱ	2	4	
	経営戦略論特殊演習Ⅲ	3	4	
	財務管理論特殊演習Ⅰ	1	4	
	財務管理論特殊演習Ⅱ	2	4	
	財務管理論特殊演習Ⅲ	3	4	
	人的資源管理論特殊演習Ⅰ	1	4	
	人的資源管理論特殊演習Ⅱ	2	4	
	人的資源管理論特殊演習Ⅲ	3	4	
	経営組織論特殊演習Ⅰ	1	4	
	経営組織論特殊演習Ⅱ	2	4	
	経営組織論特殊演習Ⅲ	3	4	
	ソーシャルビジネス論特殊演習Ⅰ	1	4	
	ソーシャルビジネス論特殊演習Ⅱ	2	4	
	ソーシャルビジネス論特殊演習Ⅲ	3	4	
	流通システム論特殊演習Ⅰ	1	4	
	流通システム論特殊演習Ⅱ	2	4	
	流通システム論特殊演習Ⅲ	3	4	
	マーケティング論特殊演習Ⅰ	1	4	
	マーケティング論特殊演習Ⅱ	2	4	
	マーケティング論特殊演習Ⅲ	3	4	
	広告論特殊演習Ⅰ	1	4	
	広告論特殊演習Ⅱ	2	4	
	広告論特殊演習Ⅲ	3	4	
	消費者行動論特殊演習Ⅰ	1	4	
	消費者行動論特殊演習Ⅱ	2	4	
	消費者行動論特殊演習Ⅲ	3	4	
	保険論特殊演習Ⅰ	1	4	
	保険論特殊演習Ⅱ	2	4	
	保険論特殊演習Ⅲ	3	4	
	貿易論特殊演習Ⅰ	1	4	
	貿易論特殊演習Ⅱ	2	4	
	貿易論特殊演習Ⅲ	3	4	
	数理解析特殊演習Ⅰ	1	4	
	数理解析特殊演習Ⅱ	2	4	
	数理解析特殊演習Ⅲ	3	4	
	情報システム論特殊演習Ⅰ	1	4	
情報システム論特殊演習Ⅱ	2	4		
情報システム論特殊演習Ⅲ	3	4		
情報処理論特殊演習Ⅰ	1	4		

情報処理論特殊演習Ⅱ	2	4
情報処理論特殊演習Ⅲ	3	4
情報資源管理論特殊演習Ⅰ	1	4
情報資源管理論特殊演習Ⅱ	2	4
情報資源管理論特殊演習Ⅲ	3	4
経営情報論特殊演習Ⅰ	1	4
経営情報論特殊演習Ⅱ	2	4
経営情報論特殊演習Ⅲ	3	4
統計的品質管理論特殊演習Ⅰ	1	4
統計的品質管理論特殊演習Ⅱ	2	4
統計的品質管理論特殊演習Ⅲ	3	4
財務会計論特殊演習Ⅰ	1	4
財務会計論特殊演習Ⅱ	2	4
財務会計論特殊演習Ⅲ	3	4
国際会計論特殊演習Ⅰ	1	4
国際会計論特殊演習Ⅱ	2	4
国際会計論特殊演習Ⅲ	3	4
管理会計論特殊演習Ⅰ	1	4
管理会計論特殊演習Ⅱ	2	4
管理会計論特殊演習Ⅲ	3	4
資金会計論特殊演習Ⅰ	1	4
資金会計論特殊演習Ⅱ	2	4
資金会計論特殊演習Ⅲ	3	4
税務会計論特殊演習Ⅰ	1	4
税務会計論特殊演習Ⅱ	2	4
税務会計論特殊演習Ⅲ	3	4
原価計算論特殊演習Ⅰ	1	4
原価計算論特殊演習Ⅱ	2	4
原価計算論特殊演習Ⅲ	3	4
人材育成システム論特殊演習Ⅰ	1	4
人材育成システム論特殊演習Ⅱ	2	4
人材育成システム論特殊演習Ⅲ	3	4
生涯学習論特殊演習Ⅰ	1	4
生涯学習論特殊演習Ⅱ	2	4
生涯学習論特殊演習Ⅲ	3	4
能力開発論特殊演習Ⅰ	1	4
能力開発論特殊演習Ⅱ	2	4
能力開発論特殊演習Ⅲ	3	4

(注) *印のついた科目は、教職課程履修登録者のみ履修することができる。

言語コミュニケーション研究科

研究科・専攻・課程の名称	科目分野	授業科目	配当年次	単位数		備考	
				必修	選択		
言語コミュニケーション研究科 英語コミュニケーション専攻	コミュニケーション科目群	異文化コミュニケーション特講 I	1		2	11科目 22単位以上を修得すること。	
		異文化コミュニケーション I 特講*	1		2		
		異文化コミュニケーション特講 II	1		2		
		異文化コミュニケーション II 特講*	1		2		
		言語コミュニケーション研究特別講座	1		2		
		教育系科目群	英語教育学特講 A I	1			2
			英語教育学 A I 特講*	1			2
			英語教育学特講 A II	1			2
			英語教育学 A II 特講*	1			2
			英語教育学特講 B I	1			2
			英語教育学 B I 特講*	1			2
			英語教育学特講 B II	1			2
			英語教育学 B II 特講*	1			2
			英語教育学特講 C I	1			2
			英語教育学 C I 特講*	1			2
			英語教育学特講 C II	1			2
			英語教育学 C II 特講*	1			2
		英語教育学研究特別講座	1		2		
		専門科目 言語系科目群	言語学特講 I	1			2
			言語学 I 特講*	1			2
	言語学特講 II		1		2		
	言語学 II 特講*		1		2		
	社会言語学特講 I		1		2		
	社会言語学 I 特講*		1		2		
	社会言語学特講 II		1		2		
	社会言語学 II 特講*		1		2		
	英語学特講 I		1		2		
	英語学 I 特講*		1		2		
	英語学特講 II		1		2		
	英語学 II 特講*		1		2		
	音声学特講 I		1		2		
	音声学 I 特講*		1		2		
	音声学特講 II	1		2			
	音声学 II 特講*	1		2			
	言語学研究特別講座						
	文学系科目群	英米文学特講 I	1		2		
英米文学 I 特講*		1		2			
英米文学特講 II		1		2			
英米文学 II 特講*		1		2			
米文学特講 I		1		2			
米文学 I 特講*		1		2			

			米文学特講Ⅱ	1		2	
			米文学Ⅱ特講*	1		2	
			英文学特講Ⅰ	1		2	
			英文学Ⅰ特講*	1		2	
			英文学特講Ⅱ	1		2	
			英文学Ⅱ特講*	1		2	
			英米文学研究特別講座	1		2	
			課題演習Ⅰ	1	2		指導教員の担当 する演習は必修 とする。
			課題演習Ⅱ	1	2		
			課題演習Ⅲ	2	2		
			課題演習Ⅳ	2	2		

(注) *印のついた科目は、教職課程履修登録者のみ履修することができる。

社会学研究科

研究科・専攻・ 課程の名称	科目分野	授業科目	配当 年次	単位数		備考	
				必修	選択		
社会学 研究科 社会学 専攻	基礎科目	社会学特論Ⅰ	1	2		基礎科目は必修 とする。	
		社会学特論Ⅱ	1	2			
	専門 科目	理論分野	社会学史特講Ⅰ	1		2	5科目20単位以 上修得するこ と。
			社会学史特講Ⅱ	1		2	
			社会学史特講*	1		4	
			社会理論特講Ⅰ	1		2	
			社会理論特講Ⅱ	1		2	
			社会理論特講*	1		4	
			社会思想史特講Ⅰ	1		2	
			社会思想史特講Ⅱ	1		2	
			社会思想史特講*	1		4	
			現代社会・ メディア・地域・ 国際・環境分野		教育社会学特講Ⅰ	1	
	教育社会学特講Ⅱ	1				2	
	教育社会学特講*	1				4	
	現代メディア論特講Ⅰ	1				2	
	現代メディア論特講Ⅱ	1				2	
	現代メディア論特講*	1				4	
	地域社会学特講Ⅰ	1				2	
	地域社会学特講Ⅱ	1				2	
	地域社会学特講*	1				4	
	国際社会学特講Ⅰ	1				2	
	国際社会学特講Ⅱ	1				2	
	国際社会学特講*	1				4	
	環境社会学特講Ⅰ	1				2	
	環境社会学特講Ⅱ	1				2	
	環境社会学特講*	1				4	

福祉・臨床分野	社会福祉学特講Ⅰ	1		2	
	社会福祉学特講Ⅱ	1		2	
	臨床社会学特講Ⅰ	1		2	
	臨床社会学特講Ⅱ	1		2	
	臨床社会学特講*	1		4	
	家族社会学特講Ⅰ	1		2	
	家族社会学特講Ⅱ	1		2	
	高齢者ソーシャルワーク論特講*	1		4	
	社会病理学特講Ⅰ	1		2	
	社会病理学特講Ⅱ	1		2	
	社会病理学特講*	1		4	
	コミュニティソーシャルワーク論特講*	1		4	
	社会学研究科特殊講義		1		2
	課題演習	理論分野	社会学史課題演習Ⅰ	1	2
社会学史課題演習Ⅱ			1	2	
社会学史課題演習Ⅲ			2	2	
社会学史課題演習Ⅳ			2	2	
社会学史課題演習*			1	8	
社会理論課題演習Ⅰ			1	2	
社会理論課題演習Ⅱ			1	2	
社会理論課題演習Ⅲ			2	2	
社会理論課題演習Ⅳ			2	2	
社会理論課題演習*			1	8	
現代社会・メディア・地域・国際・環境分野		教育社会学課題演習Ⅰ	1	2	
		教育社会学課題演習Ⅱ	1	2	
		教育社会学課題演習Ⅲ	2	2	
		教育社会学課題演習Ⅳ	2	2	
		現代メディア論課題演習Ⅰ	1	2	
		現代メディア論課題演習Ⅱ	1	2	
		現代メディア論課題演習Ⅲ	2	2	
		現代メディア論課題演習Ⅳ	2	2	
		地域社会学課題演習Ⅰ	1	2	
		地域社会学課題演習Ⅱ	1	2	
地域社会学課題演習Ⅲ	2	2			
地域社会学課題演習Ⅳ	2	2			
地域社会学課題演習*	1	8			
国際社会学課題演習Ⅰ	1	2			
国際社会学課題演習Ⅱ	1	2			
国際社会学課題演習Ⅲ	2	2			
国際社会学課題演習Ⅳ	2	2			
国際社会学課題演習*	1	8			

指導教員の担当する演習は必修とする。

			環境社会学課題演習Ⅰ	1		2	
			環境社会学課題演習Ⅱ	1		2	
			環境社会学課題演習Ⅲ	2		2	
			環境社会学課題演習Ⅳ	2		2	
	福祉・臨床分野		社会福祉学課題演習Ⅰ	1		2	
			社会福祉学課題演習Ⅱ	1		2	
			社会福祉学課題演習Ⅲ	2		2	
			社会福祉学課題演習Ⅳ	2		2	
			臨床社会学課題演習Ⅰ	1		2	
			臨床社会学課題演習Ⅱ	1		2	
			臨床社会学課題演習Ⅲ	2		2	
			臨床社会学課題演習Ⅳ	2		2	
			臨床社会学課題演習*	1		8	
			家族社会学課題演習Ⅰ	1		2	
			家族社会学課題演習Ⅱ	1		2	
			家族社会学課題演習Ⅲ	2		2	
			家族社会学課題演習Ⅳ	2		2	
			高齢者ソーシャルワーク論課題演習*	1		8	
			社会病理学課題演習Ⅰ	1		2	
			社会病理学課題演習Ⅱ	1		2	
			社会病理学課題演習Ⅲ	2		2	
			社会病理学課題演習Ⅳ	2		2	
博士 後期 課程	特殊 研究	理論分野	社会学史特殊研究Ⅰ	1		2	4単位以上修得 すること。
			社会学史特殊研究Ⅱ	1		2	
			社会理論特殊研究Ⅰ	1		2	
			社会理論特殊研究Ⅱ	1		2	
		現代社会分野	地域社会学特殊研究Ⅰ	1		2	
			地域社会学特殊研究Ⅱ	1		2	
			国際社会学特殊研究Ⅰ	1		2	
			国際社会学特殊研究Ⅱ	1		2	
			環境社会学特殊研究Ⅰ	1		2	
			環境社会学特殊研究Ⅱ	1		2	
		福祉・臨床分野	社会福祉学特殊研究Ⅰ	1		2	
			社会福祉学特殊研究Ⅱ	1		2	
			臨床社会学特殊研究Ⅰ	1		2	
			臨床社会学特殊研究Ⅱ	1		2	
	特殊 演習	理論分野	社会学史特殊演習Ⅰ	1		2	指導教員の担当 する演習は必修 とする。
			社会学史特殊演習Ⅱ	1		2	
			社会学史特殊演習Ⅲ	2		2	
			社会学史特殊演習Ⅳ	2		2	
			社会学史特殊演習Ⅴ	3		2	
			社会学史特殊演習Ⅵ	3		2	

		社会理論特殊演習Ⅰ	1		2
		社会理論特殊演習Ⅱ	1		2
		社会理論特殊演習Ⅲ	2		2
		社会理論特殊演習Ⅳ	2		2
		社会理論特殊演習Ⅴ	3		2
		社会理論特殊演習Ⅵ	3		2
	現代社会分野	地域社会学特殊演習Ⅰ	1		2
		地域社会学特殊演習Ⅱ	1		2
		地域社会学特殊演習Ⅲ	2		2
		地域社会学特殊演習Ⅳ	2		2
		地域社会学特殊演習Ⅴ	3		2
		地域社会学特殊演習Ⅵ	3		2
		国際社会学特殊演習Ⅰ	1		2
		国際社会学特殊演習Ⅱ	1		2
		国際社会学特殊演習Ⅲ	2		2
		国際社会学特殊演習Ⅳ	2		2
		国際社会学特殊演習Ⅴ	3		2
		国際社会学特殊演習Ⅵ	3		2
		環境社会学特殊演習Ⅰ	1		2
		環境社会学特殊演習Ⅱ	1		2
		環境社会学特殊演習Ⅲ	2		2
		環境社会学特殊演習Ⅳ	2		2
		環境社会学特殊演習Ⅴ	3		2
		環境社会学特殊演習Ⅵ	3		2
	福祉・臨床分野	社会福祉学特殊演習Ⅰ	1		2
		社会福祉学特殊演習Ⅱ	1		2
		社会福祉学特殊演習Ⅲ	2		2
		社会福祉学特殊演習Ⅳ	2		2
		社会福祉学特殊演習Ⅴ	3		2
		社会福祉学特殊演習Ⅵ	3		2
		臨床社会学特殊演習Ⅰ	1		2
		臨床社会学特殊演習Ⅱ	1		2
		臨床社会学特殊演習Ⅲ	2		2
		臨床社会学特殊演習Ⅳ	2		2
		臨床社会学特殊演習Ⅴ	3		2
		臨床社会学特殊演習Ⅵ	3		2

(注) *印のついた科目は、教職課程履修登録者のみ履修することができる。

医療薬学研究科
(一般コース)

研究科・専攻・課程の名称		科目分野	授業科目	配当年次	単位数		備考	
					必修	選択		
医療薬学研究科 医療薬学専攻	博士課程	基礎科目	科学英語特論ⅠA	1		1	科学英語特論Ⅱを含む2単位以上修得すること。	
			科学英語特論ⅠB	1		1		
			科学英語特論ⅠC	1		1		
			科学英語特論ⅠD	1		1		
			科学英語特論Ⅱ	1	1			
	専攻	専門科目	(A群) 最適治療と実践薬学領域	天然物医薬品評価科学特論	1		2	A群, B群より各4単位以上(研究指導教員が担当する専門科目を含む)修得すること。
				製剤設計学特論	1		2	
				環境衛生薬学特論	1		2	
				腫瘍学特論	1		2	
				臨床薬理学特論	1		2	
				病院薬剤学特論	1		2	
				医療倫理学特論	1		2	
			医療マネジメント特論	1		2		
			(B群) 疾病と薬の分子基盤領域	感染症薬学特論	1		2	
分子神経科学特論				1		2		
薬物作用解析学特論				1		2		
医薬分子化学特論				1		2		
医療分析化学特論				1		2		
分子生命科学特論	1			2				
	特別研究	薬学特別研究	1	16		特別研究は必修とする。		
特別研修		最適治療と実践薬学領域研修	1		3	6単位以上修得すること。		
		疾病と薬の分子基盤領域研修	1		3			
		病院研修A	1		3			

(がん医療重点コース)

研究科・専攻・課程の名称		科目分野	授業科目	配当年次	単位数		備考
					必修	選択	
医療薬学 研究科	博士課程	基礎科目	科学英語特論ⅠA	1		1	科学英語特論Ⅱを含む2単位以上修得すること。
			科学英語特論ⅠB	1		1	
科学英語特論ⅠC	1			1			
科学英語特論ⅠD	1			1			
科学英語特論Ⅱ	1		1				
医療薬学 専攻	専攻科目	(A群) 最適治療と実践薬学領域	天然物医薬品評価科学特論	1		2	A群より必修2科目を含む6単位以上と、B群より2単位以上(研究指導教員が担当する専門科目を含む)修得すること。
			製剤設計学特論	1		2	
			環境衛生薬学特論	1		2	
		臨床薬理学特論	1		2		
			腫瘍学特論	1	2		
			がん医療薬学特論	1	2		
			病院薬剤学特論	1		2	
		医療倫理学特論	1		2		
		医療マネジメント特論	1		2		
		(B群) 疾病と薬の分子基盤領域	感染症薬学特論	1		2	
			分子神経科学特論	1		2	
			薬物作用解析学特論	1		2	
			医薬分子化学特論	1		2	
			医療分析化学特論	1		2	
		分子生命科学特論	1		2		
	特別研究	薬学特別研究	1	16		特別研究は必修とする。	
	特別研修	最適治療と実践薬学領域研修	1		3	病院研修Bを含む6単位以上修得すること。	
		疾病と薬の分子基盤領域研修	1		3		
		病院研修B	1	3			

法学研究科

研究科・専攻・課程の名称		科目分野	授業科目	配当年次	単位数		備考
					必修	選択	
法学研究科 法学専攻	修士課程	共通科目		人権論総論特講	1	2	共通科目は必修とする。
				司法制度総論特講	1	2	
		基幹科目	立法行政科目群	憲法研究特講	1	2	3科目6単位を修得すること。ただし、6単位を超えて修得した単位は、関連科目の12単位に含めることができる。
				行政法研究特講	1	2	
				比較制度史研究特講	1	2	
		基幹科目	司法制度科目群	刑法研究特講	1	2	3科目6単位を修得すること。ただし、6単位を超えて修得した単位は、関連科目の12単位に含めることができる。
				民法研究特講	1	2	
				企業法研究特講	1	2	
		関連科目	立法行政科目群	労働法研究特講	1	2	12単位以上修得すること。
				憲法特論特講	1	2	
行政法特論特講	1			2			
比較自治制度特論特講	2			2			
比較制度史特論特講	2			2			
比較制度特論特講	2			2			
関連科目	司法制度科目群	刑法特論特講	1	2	12単位以上修得すること。		
		訴訟法研究特講	2	2			
		刑事政策特論特講	2	2			
		民法特論特講	1	2			
		労働法特論特講	2	2			
		比較法特論特講	1	2			
演習科目		課題演習Ⅰ	1	2			
		課題演習Ⅱ	1	2			
		課題演習Ⅲ	2	2			
		課題演習Ⅳ	2	2			

松山大学大学院学則変更の事項及び事由

松山大学大学院法学研究科を2020(平成32)年4月に設置するため、これに伴い松山大学大学院学則を次のとおり変更する。

1. 第2条の設置する大学院研究科及び専攻について、修士課程 法学研究科 法学専攻に関する記述を加える。
2. 第3条の博士課程について、第5項第5号に修士課程 法学研究科 法学専攻に関する記述を加え、第5号の医療薬学研究科を第6号に繰り下げる。
3. 第6条の授業科目について、別表(1)に修士課程 法学研究科 法学専攻に関する記述を加える。
4. 第14条の修士課程の修了要件について、修士課程 法学研究科 法学専攻に関する記述を加える。
5. 第16条の修士及び博士課程の学位授与について、修士課程 法学研究科 法学専攻に関する記述を加える。
6. 第30条の在学料その他の納付金について、修士課程 法学研究科 法学専攻に関する記述を加える。
7. 第44条の収容定員について、修士課程 法学研究科 法学専攻に関する記述を加える。
8. 附則について、開設年度にあわせて2020(平成32)年4月1日から施行することとする。

以上

法学研究科設置に伴う松山大学大学院学則改正 【新旧対照表】

改正案	現行
<p>○松山大学大学院学則</p> <p style="text-align: right;">昭和47年4月1日 制定</p> <p>..... (中略)</p> <p style="text-align: right;">改正 2019(平成31)年1月29日</p> <p style="text-align: right;">改正 2019(平成31)年2月20日</p> <p style="text-align: right;"><u>改正 20●●(●●●●)年●●月●●日</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 この学則は、松山大学学則第3条に基づいて、大学院に関する必要な事項について定めるものとする。</p> <p>第2条 本大学院に、次の修士課程及び博士課程研究科を置き、研究科に次の専攻を置く。</p> <p>修士課程 言語コミュニケーション研究科 英語コミュニケーション専攻</p> <p>修士課程 法学研究科 法学専攻</p> <p>博士課程 経済学研究科 経済学専攻</p> <p>博士課程 経営学研究科 経営学専攻</p> <p>博士課程 社会学研究科 社会学専攻</p> <p>博士課程 医療薬学研究科 医療薬学専攻</p> <p>第3条 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程を修士課程として取り扱うものとする。</p> <p>..... (中略)</p> <p>5 各研究科の教育目標は、次のとおりとする。</p> <p>..... (中略)</p>	<p>○松山大学大学院学則</p> <p style="text-align: right;">昭和47年4月1日 制定</p> <p>..... (中略)</p> <p style="text-align: right;">改正 2019(平成31)年1月29日</p> <p style="text-align: right;">改正 2019(平成31)年2月20日</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 この学則は、松山大学学則第3条に基づいて、大学院に関する必要な事項について定めるものとする。</p> <p>第2条 本大学院に、次の修士課程及び博士課程研究科を置き、研究科に次の専攻を置く。</p> <p>修士課程 言語コミュニケーション研究科 英語コミュニケーション専攻</p> <p>(新設)</p> <p>博士課程 経済学研究科 経済学専攻</p> <p>博士課程 経営学研究科 経営学専攻</p> <p>博士課程 社会学研究科 社会学専攻</p> <p>博士課程 医療薬学研究科 医療薬学専攻</p> <p>第3条 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程を修士課程として取り扱うものとする。</p> <p>..... (中略)</p> <p>5 各研究科の教育目標は、次のとおりとする。</p> <p>..... (中略)</p>

(5) 法学研究科の教育目標は、日本社会の質的変化を踏まえた地域社会の構築又は再構築において、アカデミックな研究者の視点、法原理及び法原則を前提とした現行法制度（判例を含む。）に対する批判的分析を行う視点を体得し、高度な法的専門能力を主体的に活用できる人材を育成することにある。

(6) 医療薬学研究科の教育目標は、高度な専門性をもって患者に最適の薬物治療を提供できる人材、薬物を適正に使用する上で生じる問題を科学的・社会的に解決できる人材、さらに薬学研究者の視点から病態や薬物作用機序の解明に取り組む人材を育成することにある。

..... (中略)

第6条 各研究科における授業科目の種類、配当年次、単位数及び必修又は選択の別については、別表(1)のとおりとする。なお、このほかに必要に応じ適当な授業科目を開設することができる。

..... (中略)

第14条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。修士課程及び博士前期課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。各研究科における所定の単位は、次の表のとおりとする。

研究科	修得を要する科目と単位数
経済学研究科	講義科目 22 単位以上、演習科目 8 単位
経営学研究科	講義科目 24 単位以上、演習科目 8 単位
言語コミュニケーション研究科	専門科目 22 単位以上、課題演習科目 8 単位
社会学研究科	基礎科目 4 単位、専門科目 20 単位以上、課題演習科目 8 単位
法学研究科	共通科目 4 単位、基幹科目 6 単位以上、関連科目 12 単位、演習科目 8 単位

..... (中略)

(新設)

(5) 医療薬学研究科の教育目標は、高度な専門性をもって患者に最適の薬物治療を提供できる人材、薬物を適正に使用する上で生じる問題を科学的・社会的に解決できる人材、さらに薬学研究者の視点から病態や薬物作用機序の解明に取り組む人材を育成することにある。

..... (中略)

第6条 各研究科における授業科目の種類、配当年次、単位数及び必修又は選択の別については、別表(1)のとおりとする。なお、このほかに必要に応じ適当な授業科目を開設することができる。

..... (中略)

第14条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。修士課程及び博士前期課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。各研究科における所定の単位は、次の表のとおりとする。

研究科	修得を要する科目と単位数
経済学研究科	講義科目 22 単位以上、演習科目 8 単位。
経営学研究科	講義科目 24 単位以上、演習科目 8 単位
言語コミュニケーション研究科	専門科目 22 単位以上、課題演習科目 8 単位
社会学研究科	基礎科目 4 単位、専門科目 20 単位以上、課題演習科目 8 単位

..... (中略)

第3章 学位

第16条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、その専攻に従って、次の修士の学位を授与する。

- 経済学専攻 修士（経済学）
- 経営学専攻 修士（経営学）
- 英語コミュニケーション専攻 修士（英語コミュニケーション）
- 社会学専攻 修士（社会学）

法学専攻 修士（法学）

博士後期課程を修了した者には、その専攻に従って、次の博士の学位を授与する。

- 経済学専攻 博士（経済学）
- 経営学専攻 博士（経営学）
- 社会学専攻 博士（社会学）

3 医療薬学研究科博士課程を修了した者には、博士（薬学）の学位を授与する。医療薬学専攻 博士（薬学）

.....（中略）.....

第5章 在学料その他の納付金

第30条 経済学研究科，経営学研究科，言語コミュニケーション研究科，社会学研究科及び法学研究科の学生は、所定の在学料を納入しなければならない。

.....（中略）.....

第11章 収容定員

第44条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

修士課程及び博士前期課程

経済学研究科	経済学専攻	入学定員	5名	収容定員	10名
経営学研究科	経営学専攻	入学定員	5名	収容定員	10名
言語コミュニケーション研究科					
英語コミュニケーション専攻		入学定員	3名	収容定員	6名
社会学研究科	社会学専攻	入学定員	3名	収容定員	6名
<u>法学研究科</u>	<u>法学専攻</u>	<u>入学定員</u>	<u>3名</u>	<u>収容定員</u>	<u>6名</u>

第3章 学位

第16条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、その専攻に従って、次の修士の学位を授与する。

- 経済学専攻 修士（経済学）
- 経営学専攻 修士（経営学）
- 英語コミュニケーション専攻 修士（英語コミュニケーション）
- 社会学専攻 修士（社会学）

（新設）

博士後期課程を修了した者には、その専攻に従って、次の博士の学位を授与する。

- 経済学専攻 博士（経済学）
- 経営学専攻 博士（経営学）
- 社会学専攻 博士（社会学）

3 医療薬学研究科博士課程を修了した者には、博士（薬学）の学位を授与する。

.....（中略）.....

第5章 在学料その他の納付金

第30条 経済学研究科，経営学研究科，言語コミュニケーション研究科及び社会学研究科学生は、所定の在学料を納入しなければならない。

.....（中略）.....

第11章 収容定員

第44条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

修士課程及び博士前期課程

経済学研究科	経済学専攻	入学定員	5名	収容定員	10名
経営学研究科	経営学専攻	入学定員	5名	収容定員	10名
言語コミュニケーション研究科					
英語コミュニケーション専攻		入学定員	3名	収容定員	6名
社会学研究科	社会学専攻	入学定員	3名	収容定員	6名
（新設）					

博士後期課程及び医療薬学研究科博士課程

経済学研究科	経済学専攻	入学定員	2名	収容定員	6名
経営学研究科	経営学専攻	入学定員	2名	収容定員	6名
社会学研究科	社会学専攻	入学定員	2名	収容定員	6名
医療薬学研究科	医療薬学専攻	入学定員	3名	収容定員	12名

・・・・・・・・・・・・・・・・（中略）・・・・・・・・・・・・・・・・

附 則

本大学院学則は、昭和47年4月1日からこれを施行する。

・・・・・・・・・・・・・・・・中略・・・・・・・・・・・・・・・・

附 則(2017(平成29)年11月30日)

本大学院学則は、2018(平成30)年4月1日から施行する。

附 則(2019(平成31)年1月29日)

- 1 本大学院学則は、2019(平成31)年4月1日から施行する。
- 2 2018(平成30)年度以前に本大学院に入学した学生、委託生、研究生及び外国人留学生の履修すべき授業科目については、なお従前の例による。

附 則(2019(平成31)年2月20日)

- 1 本大学院学則は、2020(平成32)年4月1日から施行する。
- 2 収容定員は、第44条の規定にかかわらず、2020(平成32)年度は次のとおりとする。

修士課程及び博士前期課程

経済学研究科	経済学専攻	入学定員	5名	収容定員	15名
経営学研究科	経営学専攻	入学定員	5名	収容定員	15名
言語コミュニケーション研究科					
	英語コミュニケーション専攻	入学定員	3名	収容定員	9名
社会学研究科	社会学専攻	入学定員	3名	収容定員	11名

博士後期課程及び医療薬学研究科博士課程

経済学研究科	経済学専攻	入学定員	2名	収容定員	10名
--------	-------	------	----	------	-----

- 3 収容定員は、第44条の規定にかかわらず、2021(平成33)年度は次のとおりとする。

博士後期課程及び医療薬学研究科博士課程

経済学研究科	経済学専攻	入学定員	2名	収容定員	8名
--------	-------	------	----	------	----

博士後期課程及び医療薬学研究科博士課程

経済学研究科	経済学専攻	入学定員	2名	収容定員	6名
経営学研究科	経営学専攻	入学定員	2名	収容定員	6名
社会学研究科	社会学専攻	入学定員	2名	収容定員	6名
医療薬学研究科	医療薬学専攻	入学定員	3名	収容定員	12名

・・・・・・・・・・・・・・・・（中略）・・・・・・・・・・・・・・・・

附 則

本大学院学則は、昭和47年4月1日からこれを施行する。

・・・・・・・・・・・・・・・・中略・・・・・・・・・・・・・・・・

附 則(2017(平成29)年11月30日)

本大学院学則は、2018(平成30)年4月1日から施行する。

附 則(2019(平成31)年1月29日)

- 1 本大学院学則は、2019(平成31)年4月1日から施行する。
- 2 2018(平成30)年度以前に本大学院に入学した学生、委託生、研究生及び外国人留学生の履修すべき授業科目については、なお従前の例による。

附 則(2019(平成31)年2月20日)

- 1 本大学院学則は、2020(平成32)年4月1日から施行する。
- 2 収容定員は、第44条の規定にかかわらず、2020(平成32)年度は次のとおりとする。

修士課程及び博士前期課程

経済学研究科	経済学専攻	入学定員	5名	収容定員	15名
経営学研究科	経営学専攻	入学定員	5名	収容定員	15名
言語コミュニケーション研究科					
	英語コミュニケーション専攻	入学定員	3名	収容定員	9名
社会学研究科	社会学専攻	入学定員	3名	収容定員	11名

博士後期課程及び医療薬学研究科博士課程

経済学研究科	経済学専攻	入学定員	2名	収容定員	10名
--------	-------	------	----	------	-----

- 3 収容定員は、第44条の規定にかかわらず、2021(平成33)年度は次のとおりとする。

博士後期課程及び医療薬学研究科博士課程

経済学研究科	経済学専攻	入学定員	2名	収容定員	8名
--------	-------	------	----	------	----

附 則(20●●(●●●●)年●月●日)

本大学院学則は、2020(平成32)年4月1日から施行する。

別表(1) 大学院学則第6条別表

.....中略.....

法学研究科

研究科・専攻・課程の名称	科目分野	授業科目	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
法学研究科 — 法学専攻	共通科目	人権論総論特講	1	2		共通科目は必修とする。
		司法制度総論特講	1	2		
	立法行政科目群	憲法研究特講	1		2	3科目6単位を修得すること。ただし、6単位を超えて修得した単位は、関連科目の12単位に含めることができる。
		行政法研究特講	1		2	
		比較制度史研究特講	1		2	
	司法制度科目群	刑法研究特講	1		2	12単位以上修得すること。
		民法研究特講	1		2	
		企業法研究特講	1		2	
		労働法研究特講	1		2	
	立法行政科目群	憲法特論特講	1		2	
		行政法特論特講	1		2	
		比較自治制度特論特講	2		2	
		比較制度史特論特講	2		2	
		比較制度特論特講	2		2	
	司法制度科目群	刑法特論特講	1		2	
訴訟法研究特講		2		2		
刑事政策特論特講		2		2		
民法特論特講		1		2		
労働法特論特講		2		2		
比較法特論特講		1		2		
演習科目	課題演習Ⅰ	1	2			
	課題演習Ⅱ	1	2			
	課題演習Ⅲ	2	2			
	課題演習Ⅳ	2	2			

別表(1) 大学院学則第6条別表

.....中略.....

(新設)

○松山大学大学院各研究科委員会規則

昭和53年6月22日

制定

改正 平成元年4月1日

平成14年4月1日

2014（平成26）年2月6日

2015（平成27）年3月20日

松山大学大学院各研究科委員会（以下「委員会」という。）は、その民主的かつ能率的な運営によって本大学院における教育研究の使命達成を目的として設置する。この目的のために、松山大学大学院各研究科委員会規則は、松山大学大学院学則第43条の規定に基づき、委員会の構成及び運営について必要な事項を定めるものである。

（構成）

第1条 委員会は、各研究科の授業を担当する専任教員をもって構成する。ただし、委員会の構成については、各研究科で定める。

2 必要に応じて委員会の決議に基づき、委員会構成員（以下「構成員」という。）以外の者の委員会への出席を求め、あるいは認めることができる。

（招集）

第2条 委員会は、研究科長が招集する。

2 委員会は、第4条に定める審議事項に関し、必要に応じて招集する。

3 構成員の3分の1以上が審議事項及びその理由を示して委員会の開催を要求したときは、研究科長は委員会を招集しなければならない。審議事項が成案を要するものは、案文を添えて要求しなければならない。

4 招集の通知は、原則として文書をもって委員会の前日までに、その審議事項を示して行う。

（議長）

第3条 委員会の議長は、研究科長がこれにあたる。研究科長に事故があるとき、あるいは議題が研究科長に利害関係があるときは、構成員中の最年長者が議長の職務を代行する。

（審議事項）

第4条 委員会は、次に掲げる事項のうち、教育研究活動に関し学長が決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 入学、休学、退学及び除籍など
- (2) 試験及び課程修了の認定
- (3) 学位の授与
- (4) 授業科目の設定及び改廃、単位数、履修方法並びに担当者
- (5) 他大学の大学院等との協議

- (6) 科目等履修生，委託生及び研究生
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助
- (8) 研究科長及び研究科運営委員の選出など
- (9) 教員の資格審査並びに任免案
- (10) 大学院のみの専任教員の留学又は派遣
- (11) 大学院のみの専任教員の学外出講など
- (12) 大学院学則及び松山大学学位規則
- (13) 学則中，各研究科の教育研究に関する事項

2 委員会は，前項に規定するもののほか，各研究科の教育研究に関する事項について審議し，学長に意見を述べることができる。

3 学長は，前2項の規定により意見が提出された事項について決定を行うにあたり，当該委員会に決定内容及び決定日を通知しなければならない。

4 学長は，本条第1項及び第2項に係る判断及び決定について，構成員の過半数から疑義が示された場合，理事会において，委員会により指名された代表者に疑義を報告させなければならない。ただし，この報告行為は学長の決定を妨げない。

(審議事項の制限)

第5条 委員会においては，あらかじめ示された事項以外は審議しない。ただし，委員会が緊急の必要があると認めたときは，この限りでない。

(決議の方法)

第6条 委員会の議決は，特別の定めがない場合に限り，次の各号の定めるところによる。

- (1) 各構成員は1個の議決権を持つ。
- (2) 委員会は構成員の3分の2以上の出席を以って成立し，議事は出席者の過半数で決定する。可否同数のときは再審議する。
- (3) 前号の規定にかかわらず，教員の任免案など重要事項に関しては，決議の要件を加重することができる。
- (4) 第2号の規定にかかわらず，構成員は，やむを得ない事由のあるときは，委員会の承認を得て，書面によりその意見を述べ，又はその議決権を行使することができる。ただし，本号に基づいて議決権を行使する者は，第2号に定める委員会の成立に必要な出席者には含まれない。
- (5) 委員会の議決に直接利害関係のある者は，委員会が必要と認めた場合のほか，委員会に出席しないものとする。
- (6) 議長は，委員会の議決に直接利害関係があると認められる者の退席を求めることができる。ただし，この場合の退席によって委員会が不成立になることはない。
- (7) 委員会の議決に直接利害関係のある者は，その利害関係ある事項については議決権を行

使することができない。

(8) 委員会では構成員以外の出席者にも発言権が与えられるが、議決権は与えられない。

(小委員会)

第7条 委員会は、審議事項について必要があると認めたときは、その事項について審議立案し又は処理するための小委員会を設けることができる。

2 小委員会の委員の選任方法は、その都度定める。

3 小委員会は、委託された事項について審議立案し又は処理した結果を、できる限りすみやかに議長に報告しなければならない。

(欠席の届出)

第8条 構成員が病気その他の事由によって会議に出席することができないときは、事前に理由を添えて大学院事務室（教務部教務課及び薬学部事務部事務室をいう。以下同じ。）に届け出なければならない。

(守秘義務)

第9条 構成員その他の出席者は、会議の発言者及びその発言内容を漏らしてはならない。

2 構成員その他出席者は、人事に関する事項及び学生の個人情報に関する事項、その他特に定められた事項の審議内容について、秘密を漏らしてはならない。

(議事録)

第10条 議事録は、速やかに作成のうえ、次回の委員会において承認を得るものとする。

2 議事次第及び議事概要は適切な方法で公開する。

(所管)

第11条 委員会に関する事務は、大学院事務室の所管とする。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規則は、昭和53年6月22日から施行する。

2 この規則について必要あるときは、細則を別に定める。

附 則（平成元年4月1日）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（2014（平成26）年2月6日）

この規則は、2014（平成26）年4月1日から施行する。

附 則（2015（平成27）年3月20日）

この規則は、2015（平成27）年4月1日から施行する。